

市場監督管理総局等、《企業抹消ガイド（2023年改訂）》を公布

国家市場監督管理総局等は、2023年12月29日、《企業抹消ガイド（2023年改訂）》（国家市場監督管理総局・税関総署・国家税務総局公告2023年第58号、以下、本ガイド）を共同で公布しました。

本ガイドは、《企業抹消ガイド（2021年改訂）》[※]を改訂したもので、企業が円滑な市場撤退を実現できるよう、経営主体別の各清算手続きや、特殊な事態が発生した場合の解決方法など、実務上で有効となる行政指導を追加で規定し、解散・清算に伴う企業抹消手続きをより明確化しました。

原文については、以下のウェブサイトをご参照ください。

https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgnr/djzcj/art/2023/art_1cda5f346be248e799a3454a93821aa3.html

※ 詳細については、SMBC (CHINA) NEWS No.22-05をご参照ください。

<本ガイドの概要>

1. 企業抹消の基本プロセス

- 企業が経営活動を終了し、中国市場から撤退する場合、解散・清算・登記抹消の手続きが必要

①解散	<ul style="list-style-type: none">・ 任意解散：会社の株主会・株式総会、非会社企業法人の出資者、パートナーシップ企業のメンバーなどの意思決定による解散・ 強制解散：行政機関決定・命令または人民法院判決による解散
②清算	<ul style="list-style-type: none">・ 解散決定後、適時に清算グループを構成して清算手続を行う（合併・分割を除く）・ 清算手続：清算グループの設立、清算グループの情報公開、債権者への公告、清算活動、財産分配、清算報告の作成など
③登記抹消	<ul style="list-style-type: none">・ 清算完了後、各種登記抹消手続を行う・ 抹消手続：税務登記の抹消、企業登記の抹消、社会保険登記の抹消、税関通関申告単位備案の取消など・ 条件に該当する場合、簡易登記抹消の適用可

2. 清算手続

- 解散決定後、清算グループの設立、清算グループの情報公開、債権者への公告、清算活動、財産分配、清算報告の作成などの清算手続が必要
- **(今回追加)** 経営主体別の清算グループの選任方法とその情報公開要否、債権者公告要件については下記の通り

経営主体	清算グループ選任・情報公開要否	債権者公告要件 (※3)
会社	<ul style="list-style-type: none"> ・ (有限責任会社の場合) 清算グループメンバーを株主から選任 ・ (株式会社の場合) 清算グループメンバーを董事から選定、または株主総会で選定 (※1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算グループは設立日より 10 日以内に、債権者通知、かつ 60 日以内に公告 ・ 債権者は通知受領日より 30 日以内、または公告日より 45 日以内に債権申告
非会社 企業法人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出資者 (主管部門) または組織関係者から選任 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新聞や国家企業信用情報公示システムで公告
パートナー シップ企業	<ul style="list-style-type: none"> ・ パートナーから選任、パートナー以外の第三者から選任、またはパートナーと第三者の共同構成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記、会社の場合と同様
個人独資 企業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投資者 ・ (債権者が申請した場合) 人民法院の指定清算人 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投資者による清算の場合、清算前 15 日以内に書面で債権者に通知または公告 ・ 債権者は通知受領日より 30 日以内、または公告日より 60 日以内に債権申告
農民專業 合作社 (連合社)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会員総会で選定 ・ (期限内に選定できず、会員・債権者が申請した場合) 人民法院の指定清算人 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記、会社の場合と同様

- (※ 1) 清算グループメンバーの選任にあたり、企業の意思を十分に尊重し、会社定款であらかじめ確定することや、選任方法を規定しておくことも可能
- (※ 2) 会社またはパートナーシップ企業、農民專業合作社(連合社)は、国家企業信用情報公示システムで清算グループの情報公開しなければならず、主に企業名称、統一社会信用コード/登記番号、登記機関、抹消原因、清算グループの設立日・メンバー・住所・電話番号などの情報含む
- (※ 3) 債権者公告は、主に企業名称、統一社会信用コード/登記番号、登記機関、公告期間、公告内容、債権届出連絡人・住所・電話番号などの情報含む

3. 登記抹消手続

- 一般登記抹消
- 清算完了後、税務登記・企業登記・社会保険登記・税関通関申告単位備案などの抹消手続が必要

税務登記の抹消

- ・ 税務部門へ申請後、税務部門が税務未完了事項の有無を確認
- ・ 税務登記抹消を申請する前に、法規定に基づく税務未完了事項をすべて処理してから申請を行う

	・ 税務未完了事項が存在し、「不備許容時の即時手続き」の条件に合致しない場合は、税務登記抹消手続き不可
企業登記の抹消	・ 清算グループが登記機関に、登記抹消申請書、抹消決議、承認済の清算報告、税金完納書などの関連資料を提出
社会保険登記の抹消	・ 企業登記の抹消日より 30 日以内に、社会保険登記機関に申請
税関通関申告単位 備案の取消	・ 国際貿易「ワンストップ窓口」、「インターネット+税関」、当局サイトなどから申請

● 簡易登記抹消

- ・ 債権債務が発生していない、または債権債務の清算がすでに完了している市場主体（上場株式会社を除く）は、簡易登記抹消の適用可
- ・ 以下のいずれかに該当する場合は、簡易登記抹消制度の適用不可 **（今回追加）**
 - ・ 法律・行政法規または国务院の決定で、登記抹消前に批准を受けなければならない
 - ・ 行政機関から営業許可書の取消、閉鎖・撤退命令を受けている
 - ・ 企業経営異常名簿または重大違法信用喪失リストに掲載されている
 - ・ 持分（財産持分）が凍結されている、質権設定や動産抵当設定されている、その他企業に投資している
 - ・ 株式・証券などの権益性投資、債権性投資、土地使用権・不動産などの資産を保有している
 - ・ 企業所得税の清算申告未済、清算所得に対する企業所得税が未納
 - ・ 立件調査を受けている、または行政強制を講じられており、訴訟または仲裁中である
 - ・ 罰則などの行政処罰を講じられており、執行完了していない
 - ・ 簡易抹消登記を適用しないその他の場合

4. 特殊な事態での処理方法 **（今回追加）**

- 国家企業信用情報公示システムで清算グループの情報公開や債権者公告ができない場合
 - ・ 登記機関で連絡人の届出・登録後、国家企業信用情報公示システムでの情報公開や債権者公告が可能
- 営業許可書が回収できない場合
 - ・ 登記機関は、登記抹消決定後から 30 日以降、国家企業信用情報公示システムで営業許可書の廃棄を公告
- 株主/出資者が死亡している場合
 - ・ 株主/出資者が死亡しており登記抹消ができない場合、有権継続人が代理人として手続き可能
- 分支機構の登記抹消ができない場合
 - ・ 分支機構の所属する企業が自身の登記抹消を行ったが、その際に分支機構の登記抹消を実施せず、分支機構の抹消ができなくなった場合、所属していた企業が合法的な後継主体を有する場合、後継主体が規定に従って登記抹消の申請可；合法的な後継主体を有しない場合、所属していた企業が抹消手続きを行った際に登録していた株主/出資者による申請可
- 法定代表人が失踪・死亡を宣告、または登記抹消に協力しない場合
 - ・ 法定代表人の任免関連書類提出により法定代表人の変更登記を同時に行い、新法定代表人の署名で対応可

以上

ご照会先

上海本店

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心11階
TEL : 86-(21)-3860-9000

● **上海浦西出張所**

上海市長寧区興義路8号
上海万都中心12階 1、12、13号
TEL : 86-(21)-2219-8000

● **上海自貿試験区出張所**

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心15階15T21室
TEL : 86-(21)-3860-9000

瀋陽支店

瀋陽市瀋河区青年大街1号
市府恒隆広場16階1606室
TEL : 86-(24)-3128-7000

北京支店

北京市朝陽区光華路1号嘉里中心
北楼16階1601、1605-1606、
1608、1615、1628-1629室
电话 : 86-(10)-5920-4500

天津支店

天津市和平区南京路189号
津匯広場2座12階
TEL : 86-(22)-2330-6677

蘇州支店

蘇州市高新区獅山路28号
蘇州高新国際商務広場12階
TEL : 86-(512)-6606-6500

● **蘇州工業園区出張所**

蘇州市蘇州工業園区
蘇州大道西2号 国際大厦16楼
TEL : 86-(512)-6288-5018

● **常熟出張所**

常熟市高新技术産業開發区
東南大道33号 科創大厦8楼
TEL : 86-(512)-5235-5553

● **昆山出張所**

昆山市玉山鎮登云路258号匯金
財富広場1号楼601、605-608室
TEL : 86-(512)-3687-0588

杭州支店

杭州市拱墅区武林街道延安路385号
杭州嘉里中心2幢5階、6階603室
TEL : 86-(571)-2889-1111

広州支店

広州市天河区珠江新城華夏路8号
合景国際金融広場12階
TEL : 86-(20)3819-1888

深圳支店

深圳市福田区中心四路1号
嘉里建設広場2座23階
TEL : 86-(755)-2383-0980

重慶支店

重慶市江北区慶雲路1号
国金中心T1併办公楼20階单元1、15-18
TEL : 86-(23)-8812-5300

大連支店

大連市西崗区中山路147号
申貿大厦4楼-A室
TEL : 86-(411)-3905-8500

SMBC (CHINA) NEWS バックナンバー

SMBCホームページの当NEWSバックナンバーに掲載しております。

http://www.smbc.co.jp/hojin/international/global_information/smbccnrep.html

三井住友銀行(中国)有限公司のWeChat公式アカウントには、当NEWSのほか、各種情報を随時発信しております。右記二次元コードより、アクセスください。



当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。

万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。